

「三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画（案）」
に対するパブリック・コメント手続きの結果について

- (1) 政策等の題名 三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・
第2期三郷市障がい児福祉計画（案）
- (2) 政策等の案の公表日 令和2年12月26日（土）
意見の募集期間 令和2年12月26日（土）～令和3年1月31日（日）
- (3) 意見の提出状況 提出人数5名（ご意見の記載無し1件）、意見数24件
- (4) 寄せられた意見

○項目別の意見数

項 目		意見数	項 目		意見数
1	第1章	0	5	第5章	1
2	第2章	2	6	第6章	0
3	第3章	0	7	その他	6
4	第4章	15	合 計（実数）		24

※ひとつの意見で複数項目に該当する場合には、それぞれでカウント。合計は実数。

○意見の概要と市の考え方（方向性）

整理 番号	項目 番号	内容（要旨）	市の考え方（方向性）
1-1	第2章	まだまだ障がい者を理解してくださる方は少ないと思います。	基本目標1「自立と社会参加の支援体制づくり」主要課題1施策の方向（1）2，3，4の記載通り取り組んでまいります。
1-2	第4章	三郷市内には親なき後、障がい者が生活できる施設がありませんのでぜひ公立の施設の建設をお願い致します。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向（4）53の記載通り取り組んでまいります。
1-3	その他	障がい者福祉について、議会で取り上げて頂きよりよい生活まわりの理解が深まるようお願いしたいです	基本目標1「自立と社会参加の支援体制づくり」主要課題1施策の方向（1）2，3，4を通じて啓発に取り組んでまいります。
1-4	第4章	私共の子は公立のさつき学園に通所させて頂いている事は大変ありがたい事だと日々感謝しています。この状況が長く続く事を願っています。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向（2）42の記載通り取り組んでまいります。

1-5	その他	福祉向上にむけ予算を多くまわして頂く事だと思います。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1「福祉施設・サービスの充実」の通り取り組んでまいります。
2-1	第4章	三郷市には公立の宿泊施設、グループホームがありません。先のことを思うと不安でいっぱいです。親なき後も住みなれた三郷市で暮していけるようつくってください。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向(3)50、施策の方向(4)53の記載通り取り組んでまいります。
2-2	その他	保護者である親はこれから80代90代になってゆきます。市への提出書類、継続手続き等簡素化してください。省略できるものは、できるだけなくしてください。	手続き等については、ご意見を参考とさせていただき可能な限り簡素化してまいります。
3-1	その他	障害・高齢・児童の枠組みを超えた対応が必要なこと(防災、権利擁護、医療、社会参加など)に対応できる仕組みづくりを、地域福祉計画を通じて目指してほしい。	いただいたご意見については、次期計画で活かしてまいります。
3-2	その他	本計画の策定において、地域生活支援協議会の関わりが懇話に置かれているが、計画策定の段階からの各委員の参加が望ましいのではないか。また、懇話会において積極的に意見や要望を表明できる会議運営をしてほしい。	計画策定の段階から地域生活支援協議会のご意見を伺っており、懇話会では会員から多くのご意見をいただいております。次期計画以降の参考とさせていただきます。
3-3	第4章	「移動の自由の確保」では今ある公共交通機関を後退させないことや、障がい児者が利用しやすい技術の導入(障がい者用のICカード)、日中活動の場への通所に対する個人または事業者への助成など積極的な検討をしてほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
3-4	第4章	「感染症対策の推進」については、事業所への引き続きの助言や支援をおねがいします。また地域で暮らす障がい者世帯へコロナ感染した障がい者世帯がどういった支援を受けられたか等情報の開示や助言という形の支援もお願いします。	感染症対策につきましては、引き続き障がい福祉事業所等と協力のうえ対応してまいります。 また、国や県等から入手した情報については、速やかに周知するよう努めてまいります。

3-5	第4章	「防災・災害時の対策の推進」は避難所となる施設のバリアフリー化の促進、障がい児者も参加した避難訓練の実施、緊急時の避難支援体制の整備を早急に進め、災害時に福祉事業所が避難所となることを想定し連絡網の整備や備品整備の援助をして下さい。千葉県福祉施設と連携し水害時の避難先を確保してください。	基本目標4「安心して暮らせるまちづくり」主要課題1施策の方向(1)90の記載通り取り組んでまいります。また、基本目標4「安心して暮らせるまちづくり」主要課題2施策の方向(1)「防災・災害時の対策の推進」の記載通り取り組んでまいります。
3-6	第4章	「障がいのある人のための住居整備・充実」に関しては、障害者の「親亡き後」の住処としての施設や一人暮らしの支援といった暮らしの場の整備・充実が求められています。市街化調整区域ではなかなか土地が高く、民間の事業所が暮らしの場を提供する妨げになっています。グループホームやケアホーム、入所施設の整備や一人暮らしの障がい者の支援の整備・充実を主要課題として位置付けて早急に検討・推進をしてください。	基本目標2「地域生活支援の基盤づくり」主要課題1施策の方向(3)50、施策の方向(4)53の記載通り取り組んでまいります。
3-7	第4章	相談支援では「計画相談」の実績が伸びず、計画相談の不足を示します。必要人にはセルフプランではなく計画相談が入れるように計画目標を見直し、相談支援事業所の充実を図ってください。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向(1)32及び基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向(2)40の記載通り取り組んでまいります。
3-8	第4章	相談支援事業所が南北2か所になりました。地域包括ケアシステムが障がい分野も含めたシステムとなるよう、相談支援事業所を中心に整備を進めてください。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向(1)35の記載通り取り組んでまいります。
3-9	第4章	「成年後見制度法人後見支援事業」では引き続き社会福祉協議会とも連携し、法人後見に関する検討・研修を進め、法人後見を早期に実現してください。	社会福祉協議会等と協力して取り組んでまいります。
3-10	第4章	「意思疎通支援事業」では聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、外国籍の障害者などへ意思疎通の円滑化を図れるように支援を強化してください。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向(7)に意思疎通の支援を検討することについて記載します。 別紙「計画書の修正箇所②」参照

4-1	第2章	介護保険サービスの利用が優先され、併用できる障害福祉サービスにつながる可能性のある第2号被保険者の方もおられるので、その辺、誤解を生じない表現に変更してください。	障がい福祉サービスの利用者が介護保険に移行した後も、障がい福祉サービスを適切に提供してまいります。
4-2	第4章	若年性認知症や脳卒中などの後遺症で高次脳機能障害となった仕事をしている方への就労継続支援として、事業者への啓発・雇用継続に関するアドバイス、本人・家族・事業者・支援関係者等からの就労継続などに関する相談への対応等を行っていくことを記してください。	高次脳機能障がいや若年性認知症の方につきましても基本目標1「自立と社会参加の支援体制づくり」主要課題2施策の方向(1)「一般就労の促進」の記載通り取り組んでまいります。
4-3	第5章	自立訓練(機能訓練)の対象に、身体障害のない高次脳機能障害も含まれるようになったこと、機能訓練の内容として、高次脳機能障害の方や若年性認知症の方に即した訓練も実施していくことを記してください。	高次脳機能障害や若年性認知症の方も対象である旨、文言を修正します。 別紙「計画書の修正箇所③」参照
4-4	第4章	若年性認知症の方への支援も含め、支援システムの構築を図っていくことを計画に記してください。 また、高次脳機能障害については、「福祉行政報告例」「第21の3市町村における相談支援」で市が県に毎年報告している高次脳機能障害児者の相談人数を数値評価に位置づけて事業評価をしていくことも記してください。	基本目標2「地域生活支援の基盤づくり」主要課題1施策の方向(1)34を修正します。 別紙「計画書の修正箇所①」参照
4-5	第4章	高次脳機能障害児への支援について、計画に記してください。	基本目標3「障害児支援の体制づくり」に高次脳機能障がい児も含まれます。
4-6	第4章	現在、意見募集中の三芳町の「三芳町障がい者福祉計画等(素案)」で検討されている取り組みなどを参考に、手話や要約筆記以外での意思疎通支援について、市として検討していくことを計画に記してください。	基本目標2「地域生活の支援基盤づくり」主要課題1施策の方向(7)に意思疎通の支援を検討することについて記載します。 別紙「計画書の修正箇所②」参照
4-7	その他	介護者(ケアラー)支援の在り方について検討していく旨、計画に記してください。	ケアラー支援の在り方について、引き続き検討してまいります。

基本
目標

2

地域生活の支援基盤づくり

主要課題 1 福祉施設・サービスの充実

施策の方向(1) 相談と情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
31 相談支援事業	窓口・電話・訪問などにより、市民から高齢者、障がいのある人などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。また、相談支援センターと連携を取りながら、相談者のニーズに合わせた情報提供やサービスの実施を図ります。 障害者手帳に該当しないかたについても相談体制の充実を図り、関係機関との連携のもとにサービスの利用につなげていきます。	障がい福祉課
32 相談支援体制の強化	障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所との連携を密にし、相談事例の共有と解決に努めます。また、窓口対応に当たる障がい福祉担当課職員の、相談支援業務に関するスキル向上に努めます。	障がい福祉課
33 障害者手帳の活用 の促進	障害者手帳を取得することで障がいのある方がより多くの事業を利用できるようになるため、障害者手帳の取得と活用を促進します。利用可能な事業については、手帳取得時の説明に加え、ホームページでも周知・説明を行います。	障がい福祉課
34 高次脳機能障がい者等への支援システムの構築	高次脳機能障がい等について理解が広まるよう、また地域の中で安心して生活できるよう、支援システムの構築・確立を目指します。	障がい福祉課
35 精神障がい者を含む地域包括ケアシステムの推進	精神障がい者が地域で安定した、自分らしい暮らしをすることができるよう、「地域包括ケアシステム」の推進に努めます。	障がい福祉課
36 職員の障がいへの理解	福祉サービスの向上を図るため、職員研修などの充実を図り、障がい福祉の相談を受ける場合の基礎知識や福祉サービスの内容の習得に努めます。 平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、市には「合理的配慮」を行うことが義務づけられたことを踏まえ、身体障がい者、知的障がい者など様々な障がい者への理解を深めることができるよう、庁内各課が協力し、研修を行います。	人事課 障がい福祉課

施策の方向（7）情報のバリアフリー化の推進

施策名	内 容	担当課
68 点字図書等給付事業	視覚障がい者に点字図書の給付を行うことにより、視覚障がい者の点字図書による情報の入手を容易にするようにします。申請・給付件数が少ないため、周知に努めます。また、利用しやすい機器、制度となるよう、改めて内容を検討していきます。	障がい福祉課
69 手話通訳者等の育成	市民に対して「手話講座」を開催します。また、登録手話通訳者に対して研修を開催して手話通訳者のレベルアップを図り、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
70 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	聴覚障がい者に対して「手話通訳者」を、聴覚または音声・言語機能障がい者に対して「要約筆記者」を、日常生活上必要となる場面に派遣します。	障がい福祉課
71 難聴者・聞こえに不安のある方への支援	市が主催するイベントや講演会等において、聴覚障がい者だけでなく、難聴者等にも講演内容が分かるような配慮（要約筆記・ヒアリンググループの設置）に努めます。また、難聴者・中途失聴者向けの手話講座を開催し、交流の場をつくれます。	障がい福祉課
72 聴覚障がい者への情報保障	聞こえに不安のある方を含めた聴覚障がい者に対して、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等の情報を伝える手段の充実を図ります。	障がい福祉課
73 読書環境の整備	障がいがあるなどによりそのままでは活字を読むことが難しい方への図書館の読書環境の整備・充実と、障がいのある方への図書館資料の充実と周知に努めます。 視覚障がいの方へ録音図書（DAISY）、点字図書、大活字本などの貸し出しや対面朗読を実施します。	日本一の読書のまち推進課
74 意思疎通支援の推進	意思疎通の支援について、関係機関等と検討していきます。	障がい福祉課

② 自立訓練

計画書の修正箇所③

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	17	22	4
	人	3	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	53	89	78
	人	5	5	4

【見込み量】

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	15	20	25
	人	3	4	5
自立訓練（生活訓練）	人日分	80	100	100
	人	5	6	6

【見込み量の確保に向けて】

身体障がい者（高次脳機能障害や若年性認知症を含む）を対象として、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。